

大和都市計画都市再開発の方針

令和7年11月11日

神奈川県

大和都市計画都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

都市計画都市再開発の方針を次のように変更する。

都市再開発の方針

「別添のとおり」

理由書

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

大和駅東側第4地区については、市街地再開発事業完了に伴い、商業・業務施設等の集積と都市基盤施設の整備により都市機能の向上が図られたことから、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（二項再開発促進地区）から削除するものです。

高座渋谷駅周辺地区については、土地区画整理事業完了に伴い、都市施設が整備され、商業・業務施設の集積により、都市機能の向上を図られたことから、計画的な再開発が必要な市街地（一号市街地）から削除するものです。

1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 計画的な再開発が必要な市街地

都市機能の強化と活性化、魅力的な都市景観の形成を図るため、小田急江ノ島線と相模鉄道本線が交差する本区域における中心市街地である大和駅周辺地区を計画的に再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。

一号市街地の目標及び方針は、別表1のとおり。

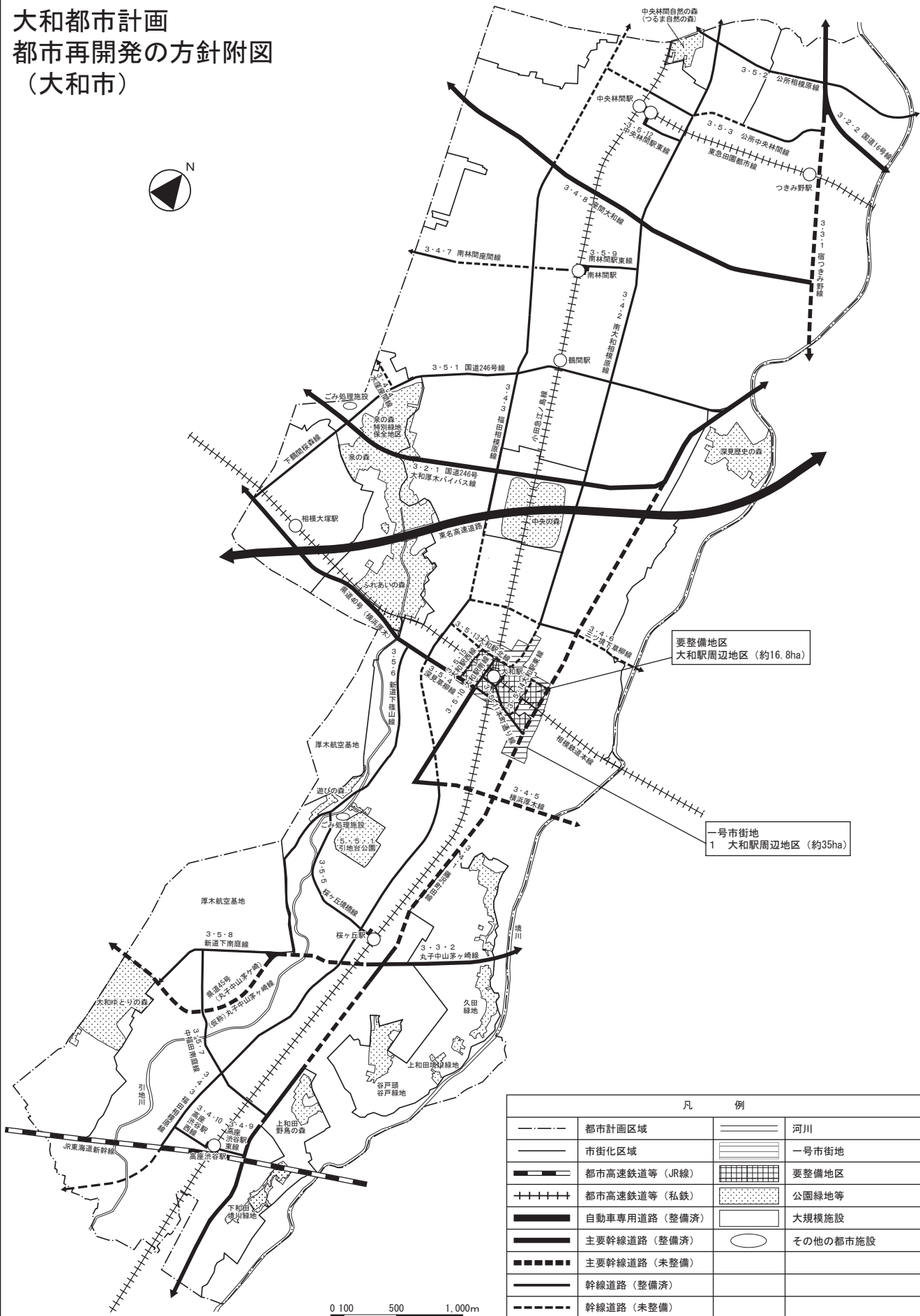
3 その他必要な事項(要整備地区)

一号市街地のうち、将来都市構造上、比較的重要度が高く計画的再開発を行うことが望ましい地区を要整備地区とし、事業化の促進や適切な誘導を図る。

別表 1 (一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 大和駅周辺地区
面 積		約 35ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市機能の向上等に係る目標)		小田急江ノ島線と相模鉄道本線の交通結節点であることを踏まえ、本区域の中心となる広域拠点として、商業・業務施設等の集積と都市基盤施設の整備により、都市機能の向上を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・優れた立地条件を活かすため、商業・業務施設や都市型住宅等による土地の高度利用を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・都市計画道路の整備
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・歩行者空間の整備を図り、快適な都市環境の形成を目指す。 ・歩行者専用道に合わせた中心市街地の街並み景観の形成を図る。 ・建築物の共同化・不燃化等の促進、オープンスペースの確保などに努め、防災性・安全性の高い市街地環境の形成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積		・大和駅周辺地区(約 16.8ha)
二項再開発促進地区の名称、面積		—

大和都市計画 都市再開発の方針附図 (大和市)



凡 例			
	都市計画区域		河川
	市街化区域		一号市街地
	都市高速鉄道等 (JR線)		要整備地区
	都市高速鉄道等 (私鉄)		公園緑地等
	自動車専用道路 (整備済)		大規模施設
	主要幹線道路 (整備済)		その他の都市施設
	主要幹線道路 (未整備)		
	幹線道路 (整備済)		
	幹線道路 (未整備)		

方針附図は、「都市再開発の方針」の内容を分かりやすく説明するための補足的な図面であり、計画的に再開発が必要な市街地、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の範囲、広域的、根幹的な交通体系の配置の方針、自然的環境や保全すべき緑地等の方針などをおおまかに示したものです。道路で、(未整備)には整備中のものも含まれます。